

生物多様性なごや戦略

実行計画 2030

(案)

令和 5 年 X 月

名古屋市

もくじ

第1章 生物多様性なごや戦略実行計画2030について

1 趣旨	1
2 位置づけ	2

第2章 なぜ生物多様性が大切なのか

1 生物多様性とは	5
2 生物多様性がなくなると何が困る？	6
3 生物多様性の危機	7
4 生物多様性に影響を与える私たちの暮らし	11

第3章 計画策定の背景

1 生物多様性条約に関わる動向	13
2 事業活動と生物多様性	19
3 なごやを取り巻く状況	23
4 市民意識	25

第4章 名古屋市におけるCOP10以降の取り組みの総括

1 身近な自然を保全・再生するための稼働の取り組み	27
2 協働による環境教育・普及啓発	31
3 緑のまちづくり	33
4 健全な水循環の保全と再生	34
5 名古屋とつながる上流域との連携	35
6 自治体間の連携・交流	36
7 これまでの振り返り（生物多様性2050なごや戦略の体形に基づく）	39

第5章 重点方針

2030年までの重点方針	41
重点方針1 生物多様性に配慮したまちづくりの推進	43
重点方針2 社会変革につながる取り組みの促進	51
重点方針3 自然と共生する人づくり	57
重点方針4 生物多様性保全の拠点・ネットワークの強化	63

第6章 計画の進捗管理

1 計画の進捗管理方法	67
2 進捗管理のための指標や状況把握項目	68

第7章 生物多様性のために私たちができること

市民	73
市民団体	74
事業者	75
教育機関	76
コラム	
有機製品の拡大	77
市内で都市養蜂	78
日々の買い物で、世の中の流れやしきみを変えていこう～買い物が生物多様性を守る～ ..	79

参考

生物多様性なごや戦略実行計画の策定に係る懇談会	81
用語索引	82

第1章 生物多様性なごや戦略実行計画2030について

1 趣旨

（1）策定の背景

- 2010年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において採択された「愛知目標」が2020年に期限を迎えるにあたり、2022年12月にカナダ・モントリオールで開催されたCOP15第2部において、2030年までの新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。
- これを受け、国では、「生物多様性国家戦略2023-2030」を2023年3月に策定しました。
- COP10以降、世界や日本国内における生物多様性に関する取り組みは一定の進捗が見られたものの、生物多様性の減少には歯止めがかかっておらず、本市でも同様の状況にあります。
- また、最近では、気候変動による自然災害の深刻化、人口減少・高齢化などの課題の顕在化、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大などを受け、社会のあり方そのものが根本から問われています。

（2）計画の目的

- 本市では、生物多様性に関する計画として、「生物多様性2050なごや戦略」を2010年に策定し、そのビジョンのもと、環境分野の総合的な計画である「名古屋市環境基本計画」において方針を定め、取り組みを進めてきたところですが、これまで生物多様性に特化した中・短期的な計画は設けていませんでした。
- 新たな世界目標や国家戦略ができるこの機会を捉え、本市における生物多様性に関する取り組みの強化と着実な進捗管理をはかるため、本市が2030年までに重点的・優先的に取り組む具体的な事柄やロードマップを定めた実行計画を新たに策定しました。

（3）計画のポイント

- 本計画は、本市と市民、事業者、市民団体等の多様な主体が、役割分担のもと、パートナーシップによる生物多様性に関する取り組みを進めていくための共通の指針となるものです。
- 本計画では、本市の地域特性や状況を考慮しながら、特に重点的・優先的な取り組みを明確にしています。

（4）計画期間

2023年度から2030年度まで

2 位置づけ

本計画は、「生物多様性2050なごや戦略」と「第4次名古屋市環境基本計画」におけるビジョン・方向性を踏まえ、本市が2030年までに重点的・優先的に取り組む事柄等について、より具体的に示したものです。

【生物多様性2050なごや戦略】（2010年3月策定）

- ・生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略（2050年までの長期戦略）
- ・本市の生物多様性に関する2050年までの長期的なビジョン
- ・最新の動向等に照らし合わせても、内容的に対応していることから、現状のまま活用

2050年のビジョン

多様な生物と生態系に支えられた豊かな暮らしが持続していく都市なごや

【第4次名古屋市環境基本計画】（2021年9月策定）

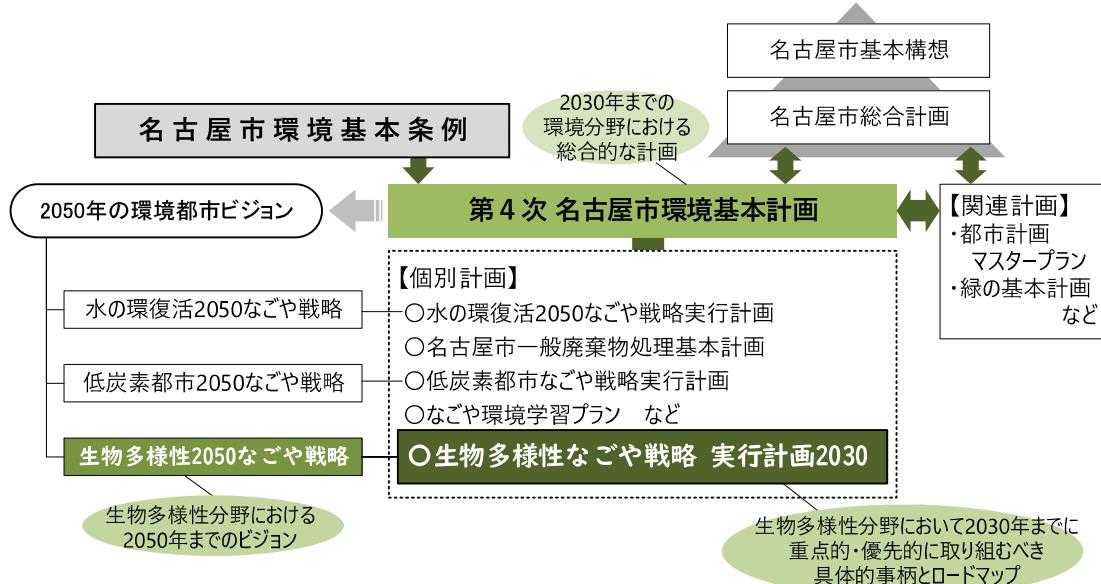
- ・名古屋市環境基本条例に基づく、本市の環境分野における総合的な計画
- ・2030年までの施策の大綱（施策の体系と方向性）を示す

みんなで目指す2030年のまちの姿

パートナーシップで創る 快適な都市環境と自然が調和したまち

【生物多様性なごや戦略実行計画2030】（2023年 月策定）

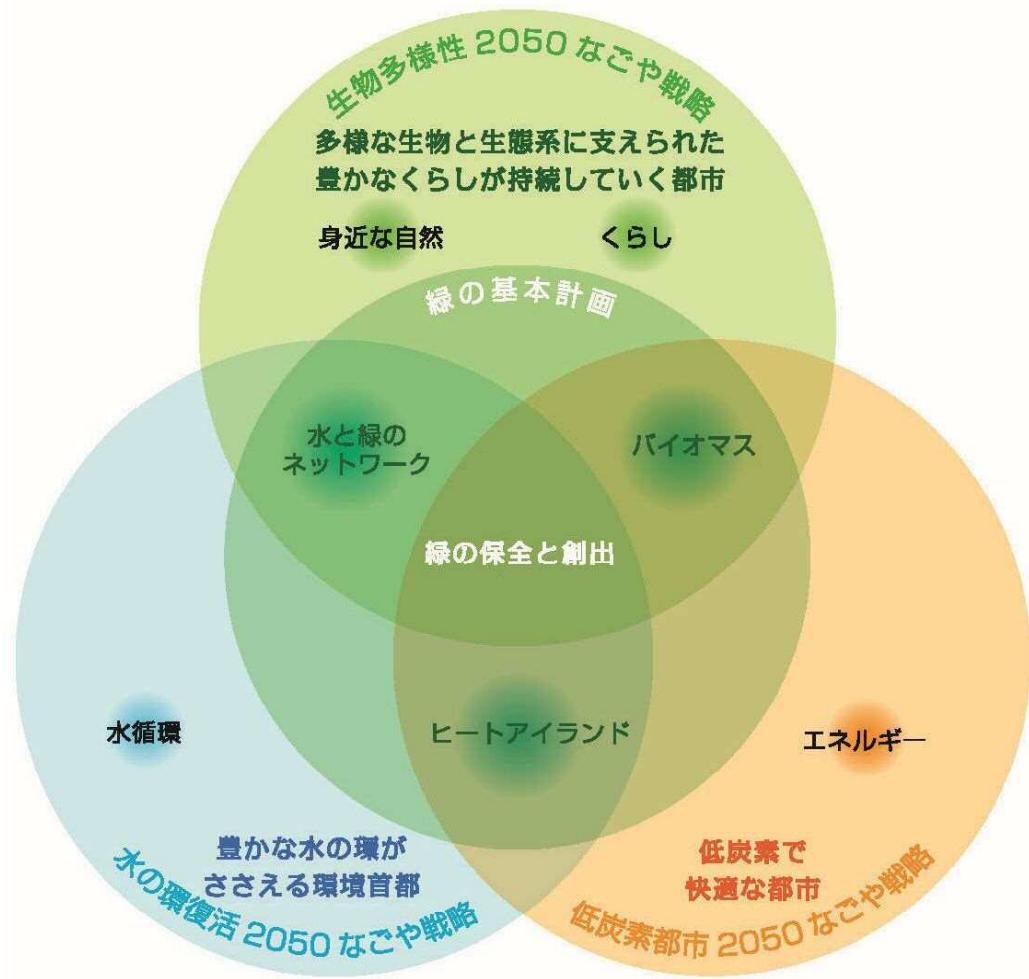
- ・生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略（2030年までの中・短期戦略）
- ・「生物多様性2050なごや戦略」、「第4次名古屋市環境基本計画」が示すビジョンを踏まえ、本市が生物多様性分野において、2030年までに重点的・優先的に取り組む具体的な事柄やロードマップを定めたもの



【3つの環境戦略と緑の基本計画】

以下の図は、「生物多様性2050なごや戦略」において、名古屋市の環境分野とつながりが深い戦略・計画の重なる領域を示した図です。「生物多様性」、「低炭素都市」、「水の環復活」、「緑」の戦略・計画が取り扱う分野は相互に重なっており、そのうち「緑の基本計画」は中央に位置し、「緑の保全と創出」が4つの戦略・計画のすべてに関わっています。

本計画の推進にあたっては、生物多様性と関係が深い本市の戦略・計画との関係や、様々な課題の同時解決を意識しながら施策を展開していきます。



3つの環境戦略と緑の基本計画
（「生物多様性2050なごや戦略」より）

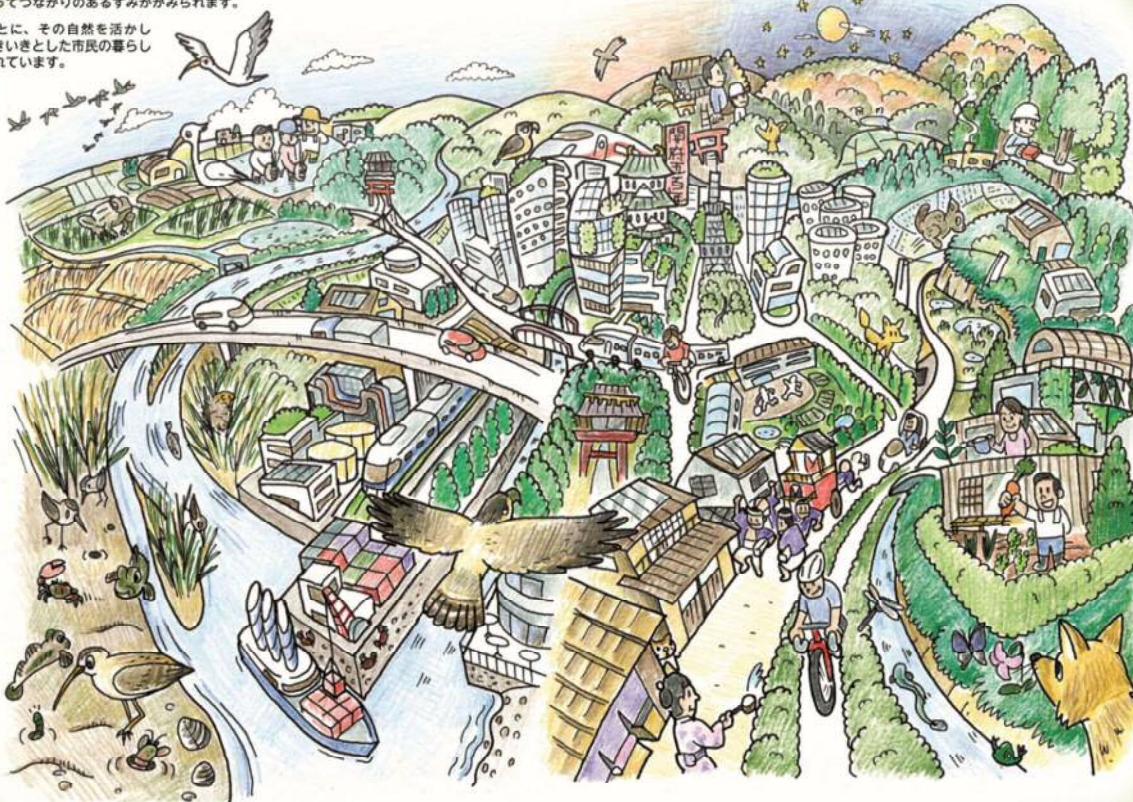
【生物多様性2050なごや戦略】（2010年3月策定）

「生物多様性2050なごや戦略」では、多数の市民の皆様からご意見をいただき、100年後の夢のなごやの姿を描いています。「なごやの風土にあった生きもののすみかが広がる」、「地域ごとにその自然を活かした、いきいきとした市民の暮らしが営まれている」ことなどが、将来像として描かれています。

①100年後の夢のなごやの姿

- なごやの風土にあった生きもののすみかが広がり、オフィス街や住宅地にも、まとまってつながりのあるすみかがみられます。

- 地域ごとに、その自然を活かした、いきいきとした市民の暮らしが営まれています。



78

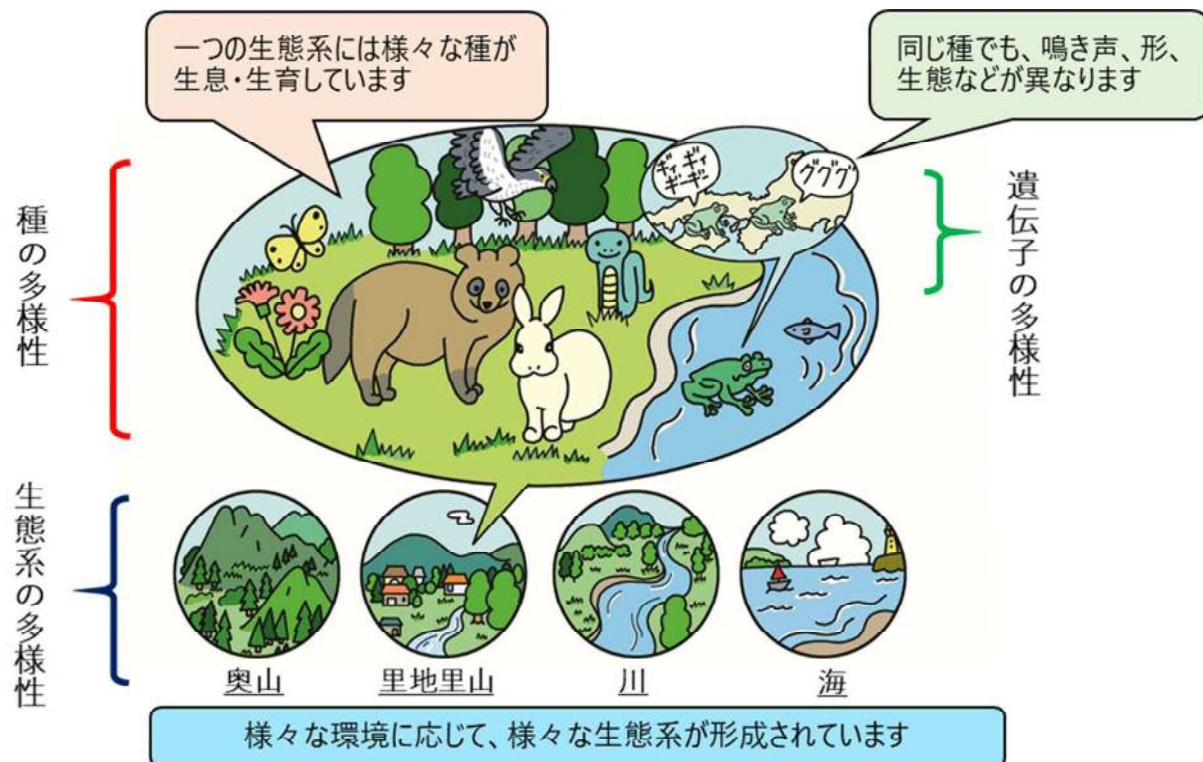
100年後の夢のなごやの姿
(「生物多様性2050なごや戦略」より)

第2章 なぜ生物多様性が大切なのか

1 生物多様性とは

生物多様性とは、多様な生きものが存在し、それらの生きものがお互いにつながりあい、バランスが保たれている状態のことを言います。地球上には様々な自然の中に、長い歴史の中でそれぞれの環境に適応して進化した多様な生きものが存在し、相互につながり、支えあって生きています。

生物多様性は、それ自身がかけがえのないものであると同時に、食料や水の供給、気候の安定など、生物多様性がもたらす恵み（生態系サービス）がなければ、私たちの暮らしは成り立ちません。



※上記3つの多様性をまとめりとして捉えた「景観の多様性」という考え方もあります。

3つの多様性

【生物多様性に依存している例】

- ・20億人を超える人々が1次エネルギーを木質燃料に依存
- ・推計40億人が医療・健康のために主に自然由来の薬を利用
- ・がん治療薬のおよそ70%は自然由来または自然界から着想を得た合成製品
- ・果物と野菜、コーヒー、カカオ豆、アーモンドなど世界の食料作物の種類のうち75%以上は動物による花粉媒介に依存
- ・海域と陸域の生態系は人類が排出する炭素の唯一の吸収源であり、その量は年間56億トン（世界全体の人為的排出量のおよそ60%に相当）

出典 環境省「IPBES生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書 政策決定者向け要約」

2 生物多様性がなくなると何が困る？

生物多様性がなくなると、私たちの生活に大きな影響が生じます。具体的には、下に示す影響が考えられます。

1 すべての生命の基盤がなくなります

植物が酸素をつくり、森は水を蓄え、微生物は土を豊かにします。

2 生活や事業活動に必要なものがなくなります

衣服、食物、木材、医薬品や、事業活動に必要な原材料には、様々な自然資源が利用されており、これらが利用できなくなります。

3 豊かな文化が消えていきます

美しい観光資源、癒しやレクリエーションの場、伝統文化や郷土料理などがなくなります。

4 生活の安全が脅かされます

森林や湿原は土砂崩れや洪水を防ぐ役割を果たしており、これらがなくなると私たちの生活の安全が脅かされます。全世界に甚大な影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症などの人獣共通感染症の拡大は、土地の過度な開発等により、人と自然の距離が近くなりすぎたことが原因であると言われています。



3 生物多様性の危機

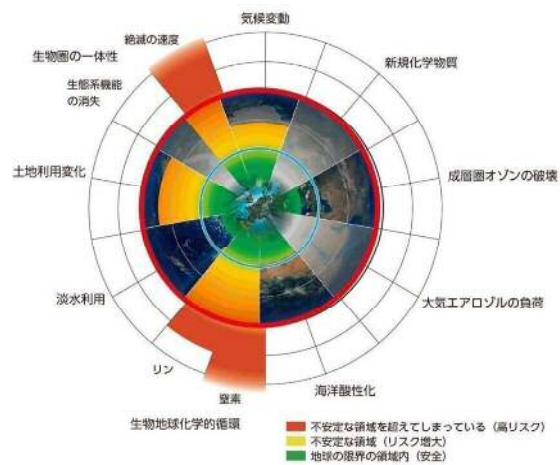
(1) 生物多様性の危機

現在、世界では、私たち日本人を含めた人間活動が原因で、急速なスピードで生きものの絶滅が進んでいます。

- ・推計100万種が既に絶滅の危機に瀕しており、このままでは、今後数十年でこれらの種の多くが絶滅する恐れがある。
- ・世界の陸地の75%が著しく改変され、海洋の66%は累積的な影響下にあり、湿地の85%以上が消失した。
- ・1870年代以降、生きているサンゴ礁の約半分が失われ、ここ数10年で気候変動によりサンゴの減少が加速している。

出典：環境省「IPBES生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書 政策決定者向け要約」

人間活動による地球への影響を客観的に評価する方法として、プラネタリー・バウンダリー（地球の限界）という研究があります（右図）。地球の限界（右図赤線）の領域内で人間活動を行えば、人類は発展・繁栄できる一方で、境界を越えた場合は、地球環境に引き返しのつかない変化が起きる可能性があるとされています。「生物の絶滅の速度」は、「気候変動」より危機的な状況にあり、境界を超えるレベルにあるとしています。



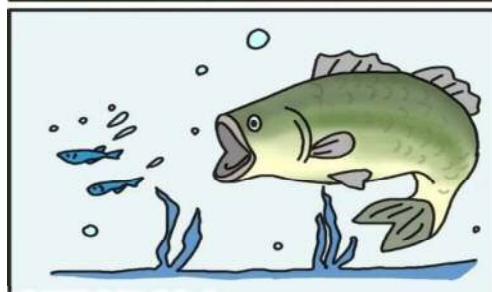
プラネタリー・バウンダリー

出典：環境省「平成29年度環境白書」

乱獲や開発等の 人間活動による危機



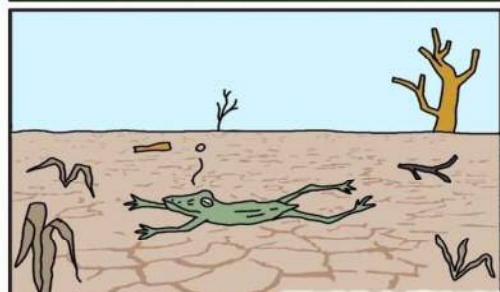
人間により持ち込まれた ものによる危機



自然に対する働きかけの 縮小による危機



温暖化など地球環境の 変化による危機



生物多様性の4つの危機

(2) 身近に迫る生物多様性の危機

私たちに馴染みが深い、身近な生きものにも絶滅の危機が迫っています。以下は、数ある中の一例ですが、これらの危機には、私たちの人間活動が大きく関わっています。

オランウータン

(写真提供：名古屋市東山動植物園)



●危機の主な原因：

生息地の減少（東南アジア熱帯林）
オランウータンが生息する熱帯雨林を伐採して、お菓子や化粧品などに使われるパーム油のためのアブラヤシ畑が大規模に開発されています。最近では、環境や人権に配慮した認証パーム油の使用が企業で広がっています。

アカウミガメ

(写真提供：名古屋港水族館)



●危機の主な原因：

生息地の減少、漁業による混獲

私たちの生活から出たプラスチックが、海洋に流れ、ウミガメの生息に影響を与えていました。IPBES報告書によると海洋プラスチックは1980年から10倍に増加し、ウミガメの86%に影響を与えているといわれています。

コアラ

(写真提供：名古屋市東山動植物園)



●危機の主な原因：

生息地の減少

気候変動による干ばつ、熱波、森林火災による生息地の減少や人間の生活（交通事故、狩猟（1920年代）など）による影響で、18世紀末に1000万頭だった個体数は、2010年には40万頭に減少しています。

名古屋市東山動植物園・名古屋港水族館の生きもの（絶滅危惧種）

ウナギ

(写真提供：鳥居亮一)



●危機の主な原因:

乱獲、生息環境の悪化

土用の丑の日によく食べられるウナギは、環境省レッドリストにおいて絶滅危惧種に指定されています。食用のために過剰に獲られすぎたことなどが原因と考えられています。

マグロ

(写真はクロマグロ)



●危機の主な原因:

乱獲

世界のクロマグロ消費における日本の割合は76%とも言われています。しかし、そのクロマグロは国際自然保護連合（IUCN）のレッドリストで準絶滅危惧種に指定されています。

ツバメ



●危機の主な原因:

開発等によるすみかの減少

環境省が2021年に公表した調査結果によれば、ツバメやスズメなどの身近な野鳥が1990年代と比べて大きく減少しました。当り前のように目にする生きものも今後は見られなくなる可能性があります。

暮らしに身近な生きもの（絶滅危惧種または減っているもの）

【名古屋市版レッドリスト2020の状況】

名古屋市では、5年に1回絶滅のおそれのある野生生物をまとめたレッドリストを作成しています。2020年に公表したレッドリストの掲載種数は植物で335種、動物で419種、合計754種で、このうち絶滅の恐れがある種は植物で197種、動物で216種、合計413種です。5年前に比べると植物で15種、動物で9種、合計24種増えている状況です。これらの原因には、開発などによる生息・生育地の悪化、植生遷移の進行による生息・生育環境の変化があります。



ギフチョウ

(写真提供：高橋保郎)



●市レッドリスト(2020年)

タガメ

(写真提供：名古屋市東山動植物園)



●市レッドリスト(2004年)

オナモミ



●市レッドリスト(2010年)

絶滅とされた生きもの（市内で確認されなくなった生きもの）

マメナシ（ⅠB類）



ナゴヤダルマガエル（ⅠA類）



ヒメタイコウチ（Ⅱ類）

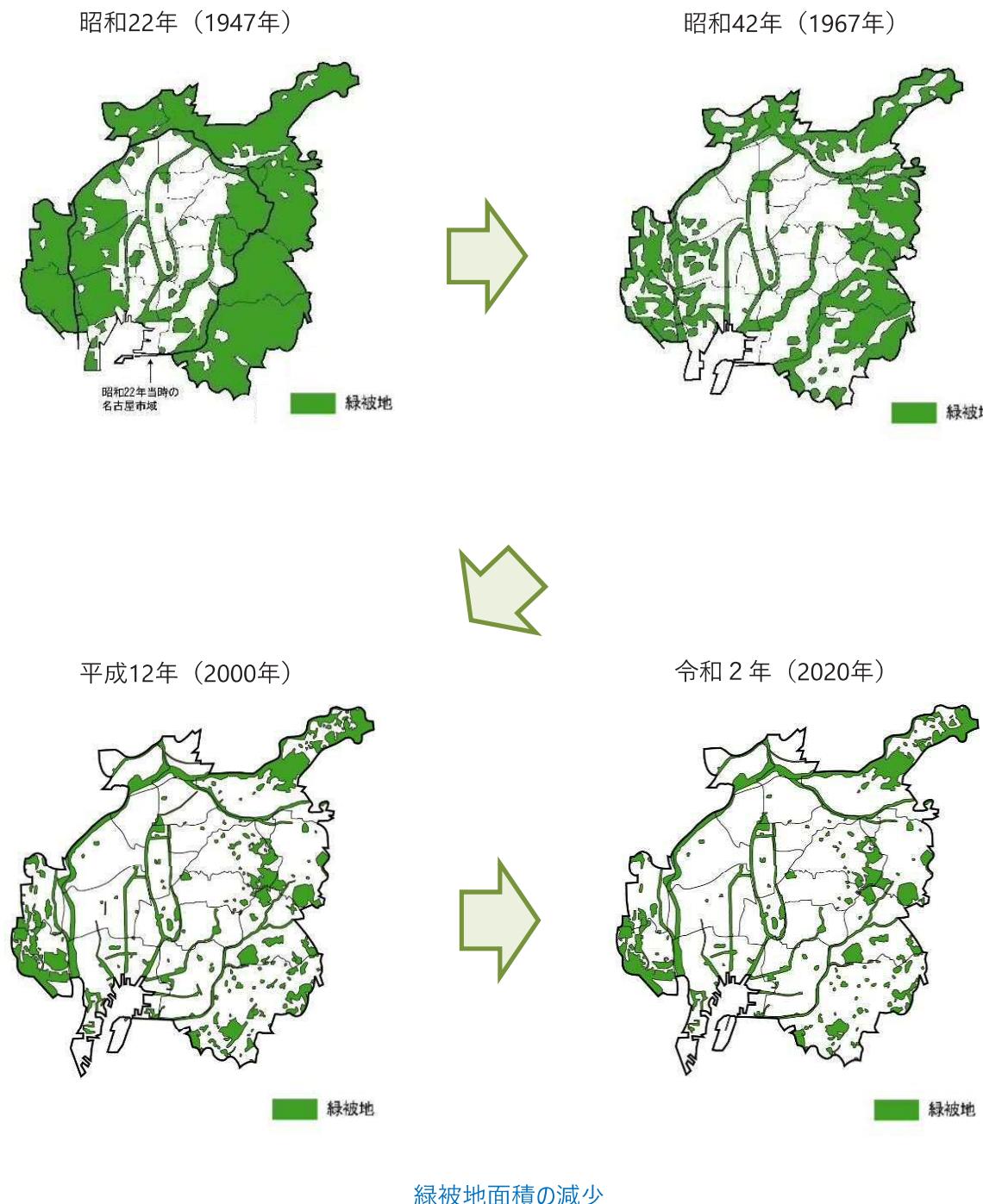


※ 上記図の括弧内は名古屋市版レッドリスト2020における絶滅危惧カテゴリー
(絶滅 > ⅠA類 > ⅠB類 > Ⅱ類 > 準絶滅危惧 > 情報不足)

名古屋とその周辺で絶滅が危惧される生きもの

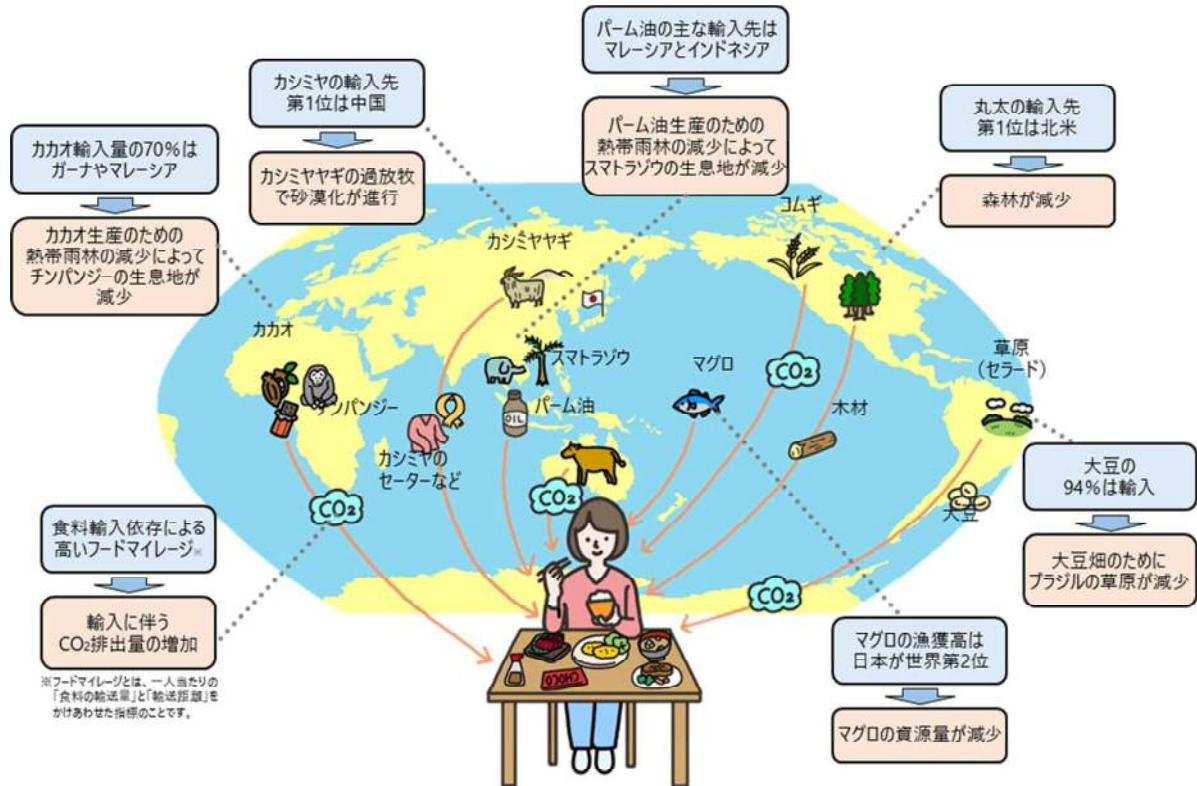
【名古屋市内の生息・生育地の減少】

生きもののすみかとなる緑被地面積（樹木や草で覆われた土地面積のこと、本市では農地や水面も含める）は大きく減少しています。近年は特に農地面積の減少割合が大きくなっています。

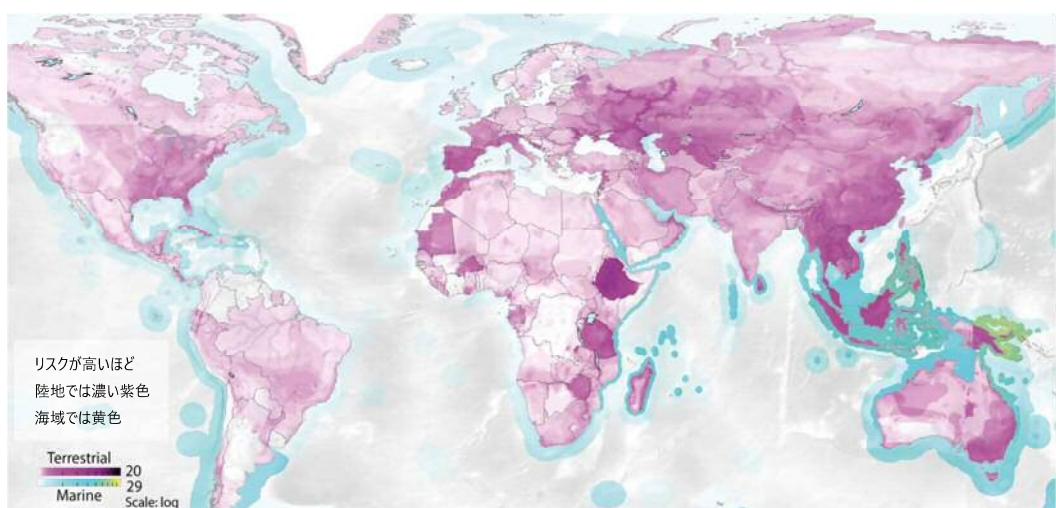


4 生物多様性に影響を与える私たちの暮らし

生物多様性の恵みがなければ、私たちは生きていくことができません。私たちは世界中の生物多様性に依存し、影響を与えています。



下記の図は日本の生産・消費活動が、世界のどの地域の生物多様性に影響を与えていたかを視覚化した図です。色が濃いほど強く影響を与えていた地域であり、東南アジアをはじめ、世界各地に影響を与えていたことが分かります。



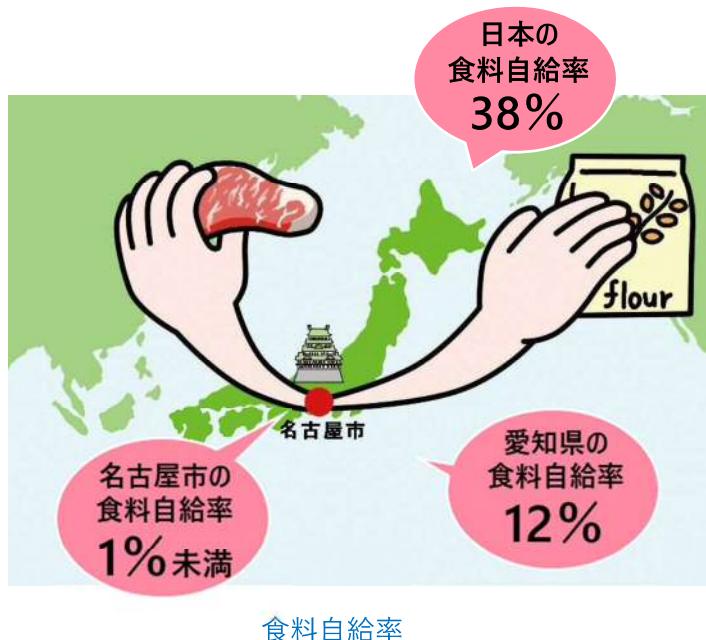
出典：Daniel Moran, Keiichiro Kanemoto. "Identifying Species Threat Hotspots from Global Supply Chains" Nature Ecology & Evolution, 1(1), 0023, 2017

日本の生産・消費活動により生物多様性が脅かされている場所

食べものについて言えば、名古屋市の食料自給率は1%未満となっています。私たち名古屋市民が普段食べているものは、そのほぼすべてを市外・海外からの生物多様性の恵みに依存しているとともに、その産地に大きな影響を与えていきます。

備考：食料自給率はカロリーベース、日本及び愛知県は令和元年度（概算値）、名古屋市は令和2年度（試算値）

出典：日本及び愛知県は農林水産省資料、名古屋市は地域食料自給率試算ソフトにより算出



なごやの生物多様性をまもり、 世界中の自然の恵みを持続可能な方法で利用する 私たちの行動が必要です

身近な自然の保全・再生

生物多様性を
回復させる

生活スタイルの転換

日々の行動で
世の中の流れを変える



第3章 計画策定の背景

1 生物多様性条約に関する動向

(1) 世界の動向

①生物多様性条約第10回締結国会議（COP10）

多様な生きものや生息環境を守り、その恵みを将来にわたって利用するための国際条約「生物多様性条約」の第10回締約国会議（COP10）が2010年10月に名古屋市で開催されました。会議では遺伝資源へのアクセスと利益配分のルールを定めた「名古屋議定書」、2050年までに「自然と共生する世界」を実現するための2020年までの具体的な行動目標として「愛知目標」が採択されました。

②愛知目標の評価

愛知目標の世界的な達成状況を評価するため、以下の2つの重要な報告書が取りまとめられました。これらにおいて、共通して示されたメッセージは、「生物多様性の減少は依然として続いており、これを食い止め、回復させるためには、社会のあり方を根本から見直し、分野横断的な取り組みによる社会変革が不可欠」ということでした。

【地球規模生物多様性概況第5版（GBO5）】

生物多様性条約事務局が2020年に発行したGBO5は、これまでのGBO、各国から提出された国別報告書、既存の生物多様性に関する研究成果やデータをもとに分析・作成されたもので、愛知目標の達成状況の評価や将来に向けて必要な行動等がまとめられています。

<愛知目標の達成状況>

20の愛知目標のうち、6つが「一部達成」と評価されたものの、完全に達成されたものは一つもなかったと評価しています。

<将来に向けて必要な行動>

2050年までに「自然と共生する世界」を実現するためには、広範な人間活動にわたって「今までどおり」から脱却し、生物多様性との関係性が特に深い以下の8つの分野における移行が必要と指摘しています。

■「自然との共生」に向けて移行が必要な8分野

1	土地と森林	生態系の保全・再生
2	持続可能な淡水	水質改善、侵略的外来種防除、連続性の確保
3	持続可能な漁業と海洋	海洋及び沿岸生態系の保護・再生、漁業再建、水産養殖業の管理
4	持続可能な農業	農業システムの再設計、生物多様性への悪影響を最小限にした生産性向上
5	持続可能な食料システム	肉と魚の消費を抑えた植物主体の食生活、食品の供給と消費にともなう廃棄物の大幅削減
6	都市とインフラ	「グリーンインフラ」の展開、人工的に構築された景観の中に自然のための場所を創出、都市及びインフラの環境フットプリント低減
7	持続可能な気候変動対策行動	化石燃料利用の段階的かつ速やかな廃止、自然を活用した解決策（NbS）
8	生物多様性を含んだワーケース	生態系や野生生物の利用を管理し、健全な生態系と人の健康を促進

出典：「中央環境審議会 自然環境部会 生物多様性国家戦略小委員会（第1回）（令和3年11月26日） 環境省資料」及び、環境省「地球規模生物多様性概況第5版（GBO5）日本語版」をもとに作成

【生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書】

生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）は、生物多様性と生態系サービスに関する動向を科学的に評価し、各国に政策の提言等を行う政府間組織です。気候変動分野で同様の活動を進めるIPCCの例から、生物多様性版のIPCCと呼ばれることもあります。

IPBESは、2019年に、約500名の専門家が15,000以上の科学論文や知識体系を分析した「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」を公表しました。この報告書では、主に以下のこととが述べられており、社会変革の必要性が指摘されています。

- 地球上のあるる場所がこれまでにない程に改変され、生物多様性は人類史上これまでにない速度で減少し、過去50年の間、かつてない速度で地球全体の自然が変化している。
- これらの直接要因は、影響が大きい順に、土地と海の利用の変化、生物の直接採取（漁獲、狩猟含む）、気候変動、汚染、外来種の侵入である。これら5つの直接要因は、様々な社会制度や背景（間接的な変化要因）によって引き起こされ、さらにその背景には社会の価値観や行動がある。
- このままでは将来的な目標は達成不可能であり、2030年以降の目標の達成に向けて、経済、社会、政治、技術すべてにおける社会変革が求められる。
- 取り組みにあたっては、大きなテコの効果を生む介入点（レバッジ・ポイント）を意識することで、持続可能性への転換がより起こりやすくなる。



介入点（レバッジポイント）		介入点に対する取り組みの実践例
1	良い暮らしについての多様な観念の受容	シンプルライフ、ロハス等
2	消費と廃棄の削減	肉食やフードロスを減らす、地産地消等
3	価値観と行動の解放・拡大	環境に配慮した製品やサービスの選択等
4	不平等のは是正	生態系サービスに対する支払い、カーボンプライシング等
5	保全における正義と包摂性の実践	関係者みんなが参加する意思決定の仕組み等
6	外部性とテレカップリングの内部化	自然に悪影響を与える材料や製品の流通規制や認証制度の構築等
7	環境にやさしい技術、革新と投資の確保	低炭素技術、グリーンインフラ、ESG投資等
8	教育および知識の形成と共有の促進	自然とのふれあい活動、環境教育等

※環境省「IPBES生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書 政策決定者向け要約」をもとに作成
※上記表の「介入点に対する取り組みの実践例」は、環境省「JBO3 生物多様性及び生態系サービスの総合評価2021[政策決定者向け要約報告書]」をもとに作成

③昆明・モントリオール生物多様性枠組

愛知目標に代わる新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が、2022年12月にカナダ・モントリオールで行われた生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）第2部において採択されました。愛知目標と比べ、数値目標が増加し、社会・経済活動に関連する目標が充実・強化されました。

【昆明・モントリオール生物多様性枠組の構成】

2050年 ビジョン	「自然と共生する世界」（愛知目標から引き続き使用）
2050年 ゴール	2050年ビジョンに関する4つの状態目標
2030年 ミッション	「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる」
2030年 ターゲット	23の目標を設定（次ページ参照）

【ネイチャーポジティブ】

「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること」と定義され、新たな生物多様性枠組の2030年ミッションに考え方方が位置付けられるとともに、日本の生物多様性国家戦略においても、2030年に向けた目標として位置づけられています。また、2019年の国連総会では、2021年から2030年までを「国連生態系回復の10年」とすることが決議され、世界各国にさらなる取り組みを求めています。

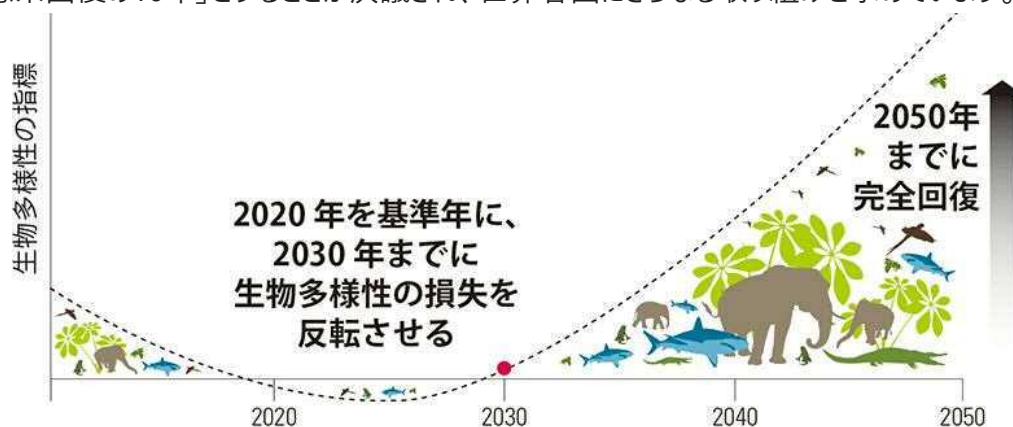


図7 2030年までのネイチャー・ポジティブに向けた自然のための測定可能な世界目標
出典：Locke et al., 2021¹²

出典：WWFジャパン「生きている地球レポート2022」

【30by30（サーティー・バイ・サーティー）】

新たな生物多様性枠組では、目標の一つとして、2030年までに陸域と海域のそれぞれ30%以上を保全・保護することを掲げており、30by30(サーティー・バイ・サーティー)と呼ばれています。2021年6月のG7サミットでは、G7各国は新たな生物多様性枠組の決定に先駆けて30by30を目指すことを合意しました。この実現のためには、従来の保護地域（国立公園等）における取り組みに加え、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM：Other Effective area-based Conservation Measures）を増やしていくことが期待されています。

<参考> 昆明・モントリオール生物多様性枠組 「2030年ターゲット」の概要

区分	No	内容	概要
生物多様性への脅威を減らす	1	空間計画	すべての地域を参加型・統合的で生物多様性に配慮した空間計画の下に置く
	2	自然再生	劣化した生態系の30%を回復させる
	3	30by30	陸と海のそれぞれ少なくとも30%を保護地域及びOECMにより保全（30by30目標）
	4	種・遺伝子保全	絶滅危惧種を守る緊急行動と、人と野生生物との軋轢を最小化
	5	生物採取	乱獲を防止するなど、野生種の利用等を持続的かつ安全、合法なものにする
	6	外来種対策	侵略的外来種の導入率及び定着率を50%以上削減
	7	汚染	環境中の過剰な栄養素の半減、農薬等のリスク半減、プラスチック汚染の防止・削減
	8	気候変動	自然を活用した解決策、気候変動による生物多様性への影響の最小化
人々のニーズを満たす	9	野生種の利用	野生種を持続可能に管理し、人々に自然の恩恵をもたらす
	10	農林漁業	農林水産地域が持続的に管理され、生産システムの強靭性・効率性・生産性・食料安全保障に貢献
	11	自然の調整機能	自然を活用した解決策等を通じ、自然の寄与の回復、維持、強化
	12	緑地親水空間	都市部における緑地・親水空間の面積、質、アクセス、恩恵の増加、生物多様性に配慮した都市計画の確保
	13	遺伝資源	遺伝資源から得られる利益の公正公平な配分と大幅な増加を促進
実施と主流化のためのツールと解決策	14	生物多様性の主流化	生物多様性の多様な価値をあらゆる政策、規制、計画に組み込む
	15	ビジネス	事業者の生物多様性リスク、依存、影響を評価・開示
	16	持続可能な消費	持続可能な消費、食料廃棄の半減、過剰消費・廃棄物発生の大幅削減等
	17	バイオセーフティー	すべての国が遺伝子組み換えの適正な管理・利用の能力を保持
	18	有害補助金	生物多様性に有害な補助金等を特定し、年間5,000億ドル以上の廃止・改善
	19	資金	あらゆる資金源から年間2,000億ドルの実施資金を確保
	20	能力構築、技術移転	実施のための能力構築、技術へのアクセス及び移転を強化
	21	知識へのアクセス	生物多様性に係る最良の情報を誰もが利用できるようにする
	22	先住民、女性及び若者	先住民、女性、若者、障害者などの生物多様性に関連する意思決定への参画を確保
	23	ジェンダー	本枠組の実施におけるジェンダー平等を確保

※昆明・モントリオール生物多様性枠組（環境省仮訳）をもとに作成

(2) 国内の動向

国においては、愛知目標の達成状況の評価を行ったほか、COP15で採択された昆明・モントリオール生物多様性枠組を踏まえ、2030年までの生物多様性国家戦略を策定しました。

①日本の愛知目標の達成状況

2021年1月に、愛知目標の達成状況の評価も含めた「生物多様性国家戦略2012-2020の実施状況の点検結果」を公表しました。点検では、20の愛知目標に対応して、生物多様性国家戦略2012-2020で設定した我が国としての13の国別目標を評価しました。その結果、5つの国別目標を「目標を達成した」、8つの国別目標を「目標に向けて進捗したが、達成しなかった」と評価しました。

②生物多様性国家戦略2023-2030

昆明・モントリオール生物多様性枠組の採択を踏まえ、「生物多様性国家戦略2023-2030」が2023年3月に策定されました。

【生物多様性国家戦略2023-2030の背景（一部抜粋）】

- 生物多様性の損失と気候危機の2つの世界的な課題は、現象の観点でもそれらへの対応策の観点でも正負の両面から相互に影響しあう関係にあり、一体的に取り組む必要がある。
- 新興感染症の発生要因は、開発や都市化をはじめとする自然の改変とも深く関わると指摘されており、生物多様性の損失と気候危機の2つの危機の要因と共通点がある。
- これらの世界的な危機への対処には、人間の活動のあり方を変えるほかに手立てはない。
- 経済成長のみを豊かさの尺度とする価値観から脱し、包括的な豊かさを追求する新しい価値観に基づく社会へと根本的に変革する必要がある。

【2030年に向けた目標】

2030年までに生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せるネイチャーポジティブを目指し、これまでの生物多様性保全施策に加えて気候変動や資源循環等の様々な分野が連携して取り組むべく、5つの基本戦略に沿って取り組んでいくこととしています。

2030年に向けた目標 ネイチャーポジティブの実現

5つの基本戦略

①生態系の健全性の回復

場の保全・再生（30by30目標等）、利用・管理における負荷軽減、野生生物保全

②自然を活用した社会課題の解決

地域づくり、NbSによる気候変動対策とのシナジー最大化・トレードオフ最小化、鳥獣管理

③ネイチャーポジティブ経済の実現

リスクや機会の評価、目標設定、情報開示、ファイナンス

④生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人一人の行動変容）

理解増進、人材育成、消費活動における行動変容、保全行動の促進

⑤生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

情報基盤整備、空間計画、国際連携

③30by30ロードマップ

昆明・モントリオール生物多様性枠組で掲げられた、2030年までに陸域と海域の30%以上を保護・保全する30by30目標の国内達成に向けて、2022年4月に環境省が30by30ロードマップを策定しました。

このロードマップでは、30by30目標は主として、公園や企業が所有する緑地などの「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）」により達成していくとしており、各主体に期待される役割や2030年までの工程表が示されています。

環境省は2023年度より、「自然共生サイト」という形でOECMの認定を開始しています。

【保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）の対象となり得る場所】

企業の森、ナショナルトラスト、バードサンクチュアリ、ビオトープ、自然観察の森、里地里山、森林施業地、水源の森、社寺林、文化的・歴史的な価値を有する地域、企業敷地内の緑地、屋敷林、緑道、都市内の緑地、風致保全の樹林、都市内の公園、ゴルフ場、スキー場、研究機関の森林、環境教育に活用されている森林、防災・減災目的の森林、遊水池、河川敷、水源涵養や炭素固定・吸収目的の森林、建物の屋上、試験・訓練のための草原…

出典：環境省「令和4年度第3回OECMの設定・管理の推進に関する検討会（令和5年3月8日）」資料

【30by30目標達成のための工程表】

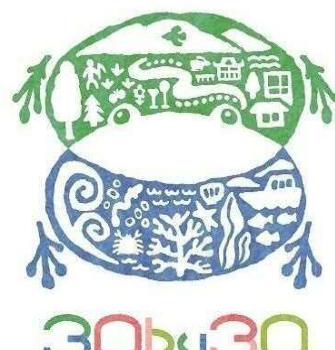
時 期	内 容
2022年	・生物多様性のための30by30アライアンス立ち上げ ・自然共生サイト認定の試行
2023年	・環境省による自然共生サイトの認定開始 ・全国100地域以上を先行的に認定
2024年	・生物多様性の現状や保全上効果的な地域を可視化したマップの提供
2025年	・自然共生サイト管理のためのマニュアルの提供

環境省「30by30ロードマップ工程表」をもとに作成

【生物多様性のための30by30アライアンス】

30by30目標達成に向けた取り組みをオールジャパンで進めるため、日本経済団体連合会、全国規模のNGO・NPO・研究機関、生物多様性自治体ネットワークなどが発起人・コアメンバーとなり、2022年4月に設立されました。

本市はアライアンスの発足当初から参画しています。多様な主体がこのアライアンスに参画し、各主体による30by30目標に向けた取り組みが活発化しています。



2 事業活動と生物多様性

あらゆる事業活動は、生物多様性の恵み（自然資本）を利用することで成り立つと同時に、生物多様性に大きな影響を与えています。近年、金融の分野では、生物多様性を含む環境（Environment）・社会（Social）・企業統治（Governance）に配慮した企業に投資を行う「ESG投資」などが拡大しつつあります。

今後は、事業者として、30by30目標に向けた取り組みが求められるとともに、投資家に対して財務報告書等の中で生物多様性に関するリスクや方針等を開示する際の統一的な枠組や、生物多様性に関する目標を自主設定する際の統一的な枠組などに向けた検討が、国際的に進められています。

30by30とOECMへの貢献

環境省の30by30ロードマップでは、各主体における30by30目標達成に向けた取り組みを求めていました。事業者においては、事業実施における生物多様性の影響への配慮、保護地域やOECMの保全への貢献、自らの管理・所有地のOECM申請、適切な目標設定や情報開示、30by30目標に貢献する製品・サービスの取扱い等を通じた消費者の環境配慮型の消費促進などが、金融機関においてはサステナブルファイナンスの推進などが推奨されています。

自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）

気候変動の分野では、2015年に採択されたパリ協定（世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2°Cより十分低く保ち、1.5°Cに抑える努力をする）を受け、金融業界を中心に、気候変動が投融資先の事業活動に与える影響を評価する動きが世界的に高まり、同年に、「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD：Task force on Climate-related Financial Disclosures）」が設置されました。TCFDは、2017年に最終報告書として、自主的な情報開示のあり方に関する提言(TCFD提言)を公表し、企業が財務報告書等において開示すべき自社の気候変動に対するリスクや方針等の内容を示しました。

このTCFDの生物多様性版として、自然資本及び生物多様性に関するリスクや機会を適切に評価し、開示するための枠組構築に向けて、「自然資本・生物多様性に関する自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD：Task force on Nature-related Financial Disclosures）」が2021年に立ち上げられ、TCFD枠組を活用することを念頭において検討が進められています。

Science Based Targets(S B T s) for Nature

気候変動の分野では、企業が、5年から10年先を目標年として、パリ協定が求める水準と整合した自主的な温室効果ガス削減目標（科学的根拠に基づく削減目標：SBTs）を設定し、それを認証機関から認定を受ける動きが活発化しています。

生物多様性の分野でも同様の枠組（SBTs for Nature）の検討が進められています。

ISO（国際標準化機構）における生物多様性規格の検討

2020年2月に、フランスがISOにおける生物多様性規格の策定を提案し、同年8月に検討のための専門委員会が設置されました。今後、専門委員会において、規格策定に向けた議論が進められていく予定です。



※企業における情報開示の枠組や自主的な目標設定については、現在、気候変動と生物多様性の分野で様々な枠組が立ち上がっており、枠組の共有や情報の流用について様々な検討が進められています。

企業の生物多様性認証の広がり

企業等が実施する生物多様性に関する優れた取り組みを認証する制度が広がりつつあります。愛知県では、2022年度から「あいち生物多様性企業認証制度」を開始し、植樹やビオトープ等の整備による生物多様性の保全活動やサプライチェーンの環境負荷低減などの取り組み状況に基づき、評価・認証を行っています。

あいち生物多様性企業認証制度

申請対象 愛知県内に本社または事業所を置く、法人格を有する民間企業

- 認証メリット**
- ・県自然環境課Webページに掲載
 - ・認証書の授与
 - ・企業PRのために認証企業マークを名刺、会社案内などに使用可能



あいち生物多様性
認証企業
あいち生物多様性
優良認証企業

※認証企業が使用できるマーク
(認証(左)、優良認証(右))

評価項目 「あいち生物多様性戦略2030」等を踏まえて、以下の5つが設定されています。

大項目	概要
1 組織の方針・体制等	方針・目標や取組計画の策定状況、人材育成等を評価する。
2 (豊かな生態系を) まもる	希少種保全、外来種駆除、脱炭素社会・循環型社会の形成に向けた環境配慮経営等を評価する。
3 (生息生育空間を) つなげる	生態系ネットワーク形成（植樹、ビオトープ整備等）、他主体との連携、専門家の意見反映等を評価する。
4 (生きものの恵みを) つかう	サプライチェーンの環境負荷低減、生物機能を生かした技術・製造等を評価する。
5 (人と自然との共生を) ひろめる	普及啓発、活動成果の一般開放、SDGsへの取組、生態系ネットワーク協議会等への参画等を評価する。

※認証区分によって、評価項目や、獲得すべき得点数（認証：合計18点以上かつ「組織の方針・体制等」が3点以上、優良認証：合計35点以上かつ「組織の方針・体制等」が4点以上）が異なります。

※あいち生物多様性企業認証募集チラシより抜粋

<その他の主な認証制度>

制度名（開始年）・概要	運営	実績
 <p>ABINC認証（2014年） 企業における生物多様性に配慮した緑地づくりや管理・利用などの取り組みを、第三者評価・認証する制度</p>	一般社団法人 いきもの共生事業推進協議会	2023年3月時点で139か所を認証 (市内) 大名古屋ビルヂングなど計6か所
 <p>SEGES（社会・環境貢献緑地評価システム）（2005年） 企業が所有する緑地の保全、創出、活用等に関する企業等の積極的な取り組み姿勢及び行動について、社会貢献性及び環境貢献性の観点から、第三者機関により総合的に評価、認定する制度</p>	公益財団法人 都市緑化機構	2023年4月時点で147か所を認定 (市内) ノリタケの森
 <p>JHEP認証（2008年） 生物多様性の価値を事業の前後で比較し、事業後の価値が事業前と同等またはそれ以上のものを、生物多様性に貢献する事業として認証する制度</p>	公益財団法人 日本生態系協会	2023年4月時点で45か所を認証

なごやSDGsグリーンパートナーズ

本市では、事業活動においてSDGsの実現に向け取り組む事業所を、「なごやSDGsグリーンパートナーズ」として認定し、事業者がSDGsを意識しながら、環境に配慮した事業活動を自発的かつ積極的に行うことを支援しています。取り組みに応じて、「登録エコ事業所」「認定エコ事業所」「認定優良エコ事業所」の3段階の登録・認定区分があり、「認定優良エコ事業所」の中で特に優秀で他の模範となる取り組みを実践している事業所を表彰し、事業者の意識の向上と活動の底上げを図っています。認定の評価項目には、生物多様性に関する項目も設定されています。



生物多様性民間参画ガイドライン第3版

2023年4月、環境省は、国内外で活発化する事業活動における生物多様性の取り組み状況を踏まえ、事業者が経営課題として生物多様性の保全や自然資本の持続的利用に取り組むための基本的指針として「生物多様性民間参画ガイドライン第3版」を策定しました。

定量的な影響評価・目標設定の方法と具体的な指標、情報開示の方法、先進的な枠組であるSBTs for Nature 及びTNFDの事例を紹介しているほか、Q & A集として中小企業、金融機関を含む実務担当者へのアドバイスなどを紹介しています。

(抜粋) 生物多様性民間参画ガイドライン第3版 Q & A集

第2章 実務担当者（中小企業）のためのQ&A

Q2-1.なぜ我が社が生物多様性への配慮に取り組まなければならないのでしょうか。

A2-1.今後サプライヤーや、地域企業としての責任が求められる可能性があるためです。

（解説）

- ・サプライヤーの場合、今後 TNFD フレームワーク等の国際的な影響力が増すにつれ、サプライチェーン全体での管理強化が求められ、自社自身は TNFD への賛同等を表明しない場合でも、取引先から対応を要請されるケースが増えると考えられます。
- ・また、生物多様性への関心が高まることで、地域の自然資本（土地や水など）を使う主体として、あるいは 30by30 など、地域での生物多様性等の保全を担う主体として、地域から、より一層の責任を果たすことが求められる可能性があると考えられます。
- ・これらは、ビジネス上のリスクでもありますが、差別化を図ることで、ビジネス上の機会に転換することができます。

Q2-2.人員も資金もないが、どこから取り組めば良いのでしょうか。

A2-2.まずは事業活動と自然や水資源などの関係を評価します。その上で、30by30 など比較的取り組みやすいところから始めることが考えられます。

（解説）

- ・まずは自社の事業活動と、自然や水・土地が、どう関わっているかを評価することになります。関わりを評価するにあたっては、自社のあるエリアが、自然が豊かな地域なのか否か、水資源などで逼迫しているものはないか、といった地域の状況を、自治体などに問い合わせることなどから始め、その上で、事業活動にとって特に重要なものがあるかどうかを抽出します。
- ・重要な事業活動を抽出した後、いかにリスクを減らし、機会を生み出せるかを検討することになります。
- ・例えば 30by30 実現に向けた地域の OEM 登録推進や支援などは、水資源の確保や防災・減災など、事業活動にとってのリスク低減に繋がりやすいと考えられます。

3 なごやを取り巻く状況

（1）なごや特有の状況

【市域の多くを占める市街化区域】

本市では、市域面積の約93%が市街化を進める市街化区域であり、また、緑被地面積（樹木や草で覆われた土地面積のこと、本市では農地や水面も含める）のうちの半分が民有地であることから、これらの場所における生物多様性の保全や配慮が必要です。

【リニア中央新幹線開業に向けて活発化する再開発】

リニア中央新幹線の開業を見据え、名古屋駅地区と栄地区を中心に再開発が活発になっています。こうした再開発に自然を生かしたまちづくりの視点を加えていくことが必要です。

【人口の減少と高齢化】

本市の人口は、2021年頃から減少に転じ、長期的な少子化による親となる世代の人口の減少や平均寿命の延伸などを背景に、0～64歳の人口が減少する一方、65歳以上の人口が一層増加すると予想されています。本市では、身近な自然の保全などのために活動する団体が数多く存在していますが、これらの活動に関わる人が高齢化、固定化しています。今後、これらの人々の協力により活動が行われてきた場所の保全等が行われなくなる可能性が高まっています。

（2）地球環境問題への対応

【気候変動問題】

近年、世界各地で記録的な高温や多雨など異常気象が発生しており、地球温暖化による気候変動の影響が気象災害のリスクを増大させるものとして懸念されており、こうした状況は、もはや、私たち人類すべての生きものにとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」として捉えられています。

IPCCの各種報告書等では、生物多様性の減少の一因に気候変動があり、産業革命前と比べて地球の気温が2°C上昇する場合は1.5°Cの気温上昇と比べて生物多様性の損失が倍以上と予測しています。地球の気温上昇を1.5°Cに抑えるためには、地球上の温室効果ガスを2010年比で2030年までに45%削減、2050年頃には正味ゼロにする必要があるとしており、脱炭素社会に向けて大幅な転換をはかっていく必要があります。

気候変動への対策は生物多様性の保全と相乗効果（シナジー）が期待できる一方で、再生可能エネルギーーやバイオマスを得るための大規模開発により、生物多様性に悪影響を及ぼす場合（トレードオフ）があるため、事業推進の際には気候変動と生物多様性の両方にメリットのある取り組みとしていく必要があります。

【プラスチック問題】

プラスチックの生産量と廃棄量は世界的に増大しており、地球規模での環境汚染や限りある天然資源の浪費などが問題となっています。2050年までに海洋中に存在するプラスチックごみの重量が魚の重量を超過するとの試算も報告されています。自然環境中で細かく碎かれることなどにより、5 mm以下となったプラスチックはマイクロプラスチックと呼ばれ、有害物質を吸着し、魚や鳥などが体内に取り込むことによる影響が懸念されています。プラスチックの問題は、焼却により地球温暖化の原因となる温室効果ガスを排出するなど、様々な環境問題につながっているため、総合的な視点のもとでの取り組みが求められています。

（3）社会変革に向けた新たな視点

【持続可能な開発目標（S D G s）】

SDGsでは、17のゴール及び169のターゲットが相互に関係しており、複数の課題を統合的に解決することを目指すこと、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出すマルチベネフィットを目指すことが意識されています。そのため、生物多様性の分野においても、様々な課題の同時解決を意識した取り組みを進めていくことが必要です。

【自然を活用した解決策（N b S：Nature-based Solutions）】

生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）やグリーンインフラなど、自然を基盤として社会の諸課題を解決していく取り組みを包含する考えです。気候変動や生物多様性をはじめとする様々な課題を同時解決する手法として注目されおり、昆明・モントリオール生物多様性枠組や新たな生物多様性国家戦略においても、重要な位置づけがされています。本市においても、生物多様性の保全に加え、地球温暖化やヒートアイランド現象、都市型水害、まちのにぎわいづくりなどの課題を同時に解決する方法として、グリーンインフラなどの取り組みを推進していく必要があります。

【地域循環共生圏】

2018年に閣議決定された国の第五次環境基本計画では、複数の課題の統合的な解決というSDGsの考え方も活用した「地域循環共生圏」が提唱されました。これは、各地域がそれぞれの地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指すものです。こうした社会への転換は、生物多様性の保全や持続可能な利用に加え、海外の自然資本への依存を減らし、我が国のエネルギー・食の安全保障につながるものとして期待されています。

【新型コロナウイルス感染症からの教訓】

新型コロナウイルス感染症の世界的大流行（パンデミック）は、人と自然との関係を根底から問い直すきっかけとなりました。IPBESが開催したワークショップにおいて出された意見を取りまとめた「IPBESパンデミックと生物多様性ワークショップ報告書（2020年10月公表）」では、土地利用の変化、農業の拡大、野生生物の取引・消費がほぼ全てのパンデミックに関連しているとしています。また、パンデミックのリスクを減らすためには、責任ある消費を促進する、保護地域の保全や生物多様性の高い地域の持続可能でない開発を減らす対策が有効であるなどの指摘がされています。

4 市民意識

本計画の策定にあたり、市民の生物多様性に関する関心や取り組み状況を把握するため、様々な機会を捉えて、アンケート等による意識調査を実施しました。

内容	実施期間
公式LINEアンケート（生物多様性）	令和4年5月18日～令和4年5月24日 令和4年12月7日～令和4年12月14日
総合計画市民アンケート	令和4年5月18日～令和4年6月13日
環境対策に関する市民アンケート	令和4年5月26日～令和4年6月13日
第4次環境基本計画 市民事業者との対話ワークショップ	令和5年2月17日

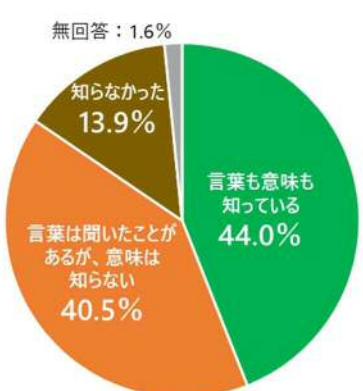
市民意識調査の結果概要

- 生物多様性という言葉は認知されているが、具体的な行動に結びついていない。
- 行政に求めることは、自然環境の保全に関すること。
(身近な自然の保全・再生、外来種の駆除、緑化の推進等)
- 市民が取り組みたいことは、日常生活の中で取り組めること。
(食事、買い物、緑化等)
- 市民が行政に求めつつ、自らも行いたいことは緑化に関すること。
(花や木、野菜を育てる)

■生物多様性という言葉は認知されているが、具体的な行動に結びついていない

生物多様性の認知度

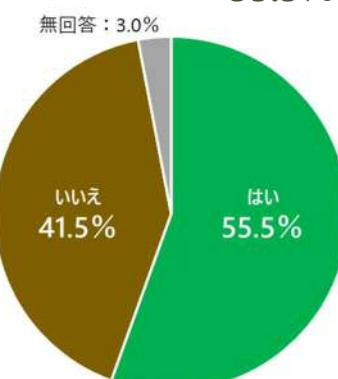
84.5%



環境対策に関する市民アンケート
(2022年度調査、N = 1,006)

暮らしの中で生物多様性に配慮した
行動（※）をしている市民の割合

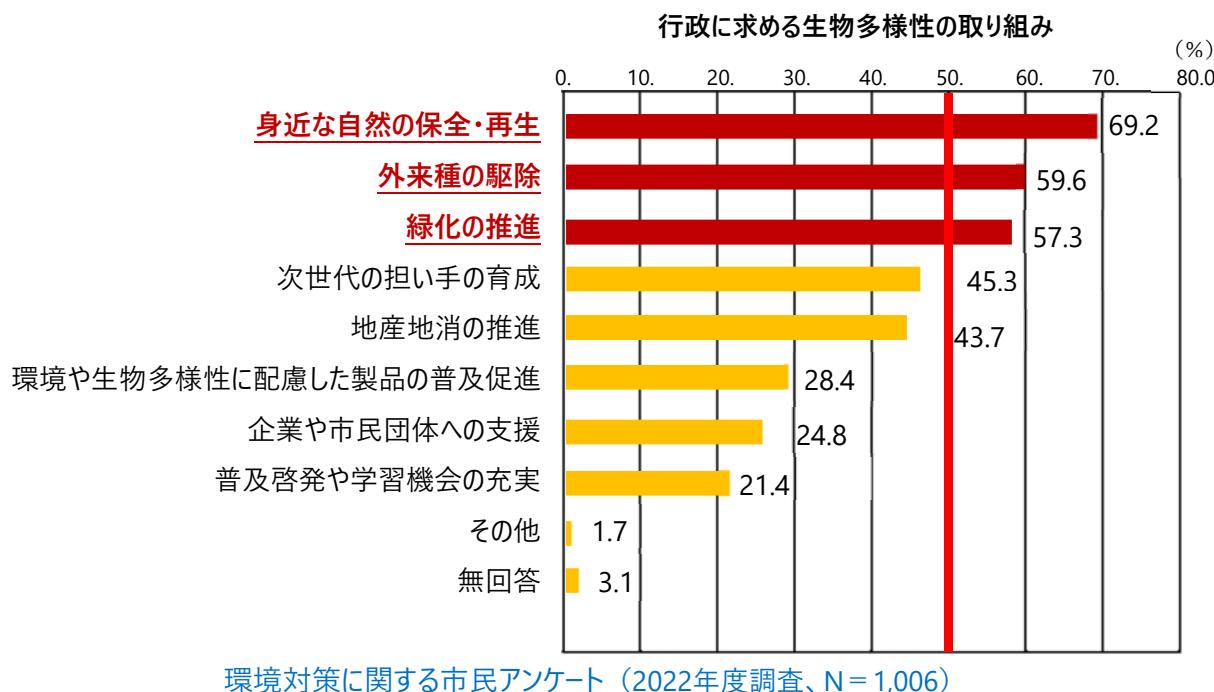
55.5%



総合計画市民アンケート
(2022年度調査、N = 1,377)

※
・地元や旬のものを食べる
・環境に配慮した商品を買う
・自然について学ぶ・守る・育てるなど

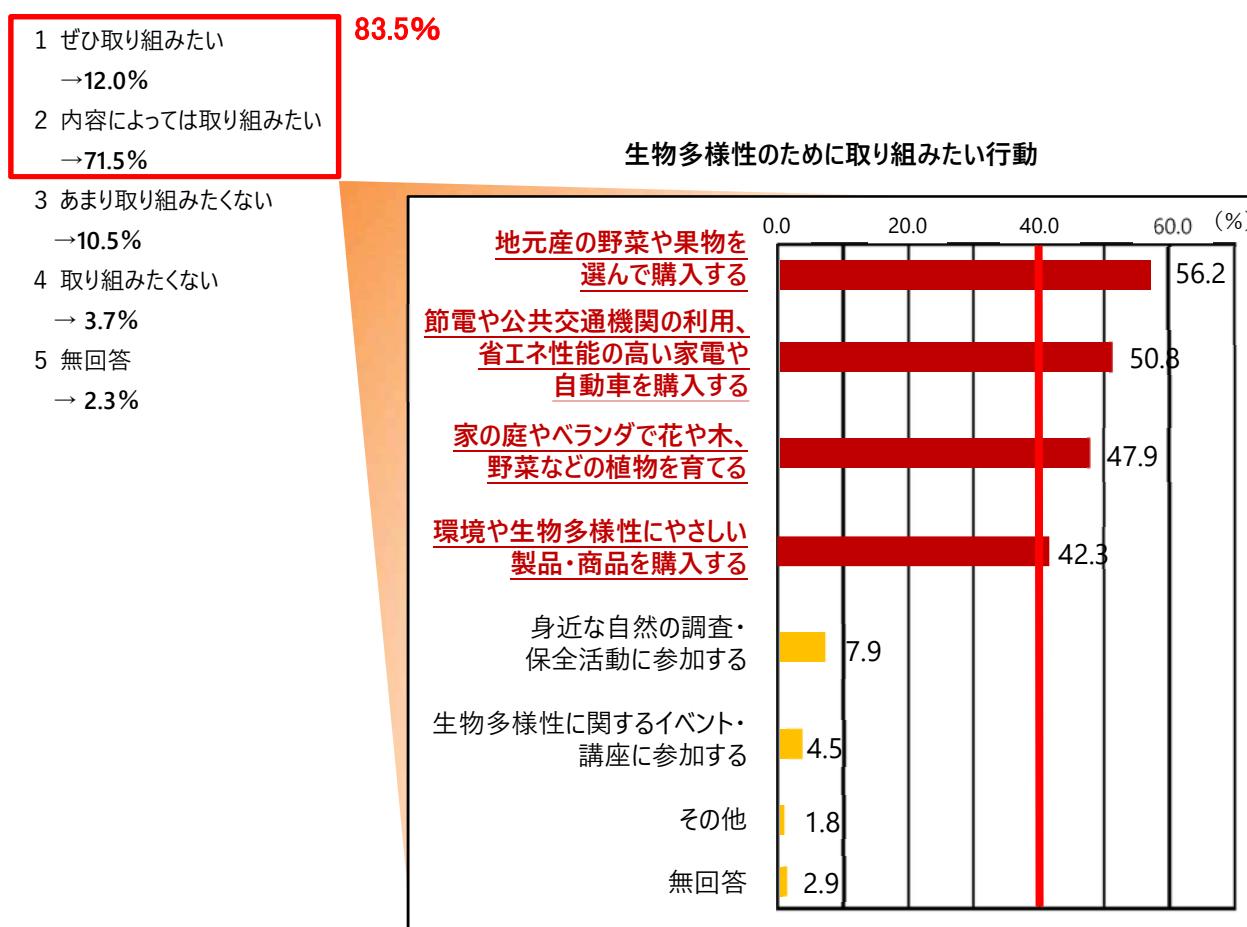
■生物多様性のために、市民が行政に求めるることは自然環境の保全



環境対策に関する市民アンケート（2022年度調査、N = 1,006）

■生物多様性のために、市民が取り組みたいことは、日常生活の中でできること

生物多様性に関する取り組みを行いたいと思う市民の割合



環境対策に関する市民アンケート（2022年度調査、N = 1,006）

第4章 名古屋市におけるCOP10以降の取り組みの総括

2010年に愛知・名古屋において開催されたCOP10を契機に、2011年に設立した「なごや生物多様性センター」と「なごや生物多様性保全活動協議会」との両輪による様々な取り組みが進んだほか、多様な主体との協働による生物多様性に関する様々な取り組みが進みました。

本章では、本市における2011年度から2020年度までの生物多様性に関する取り組みを振り返ります。

1 身近な自然を保全・再生するための協働の取り組み

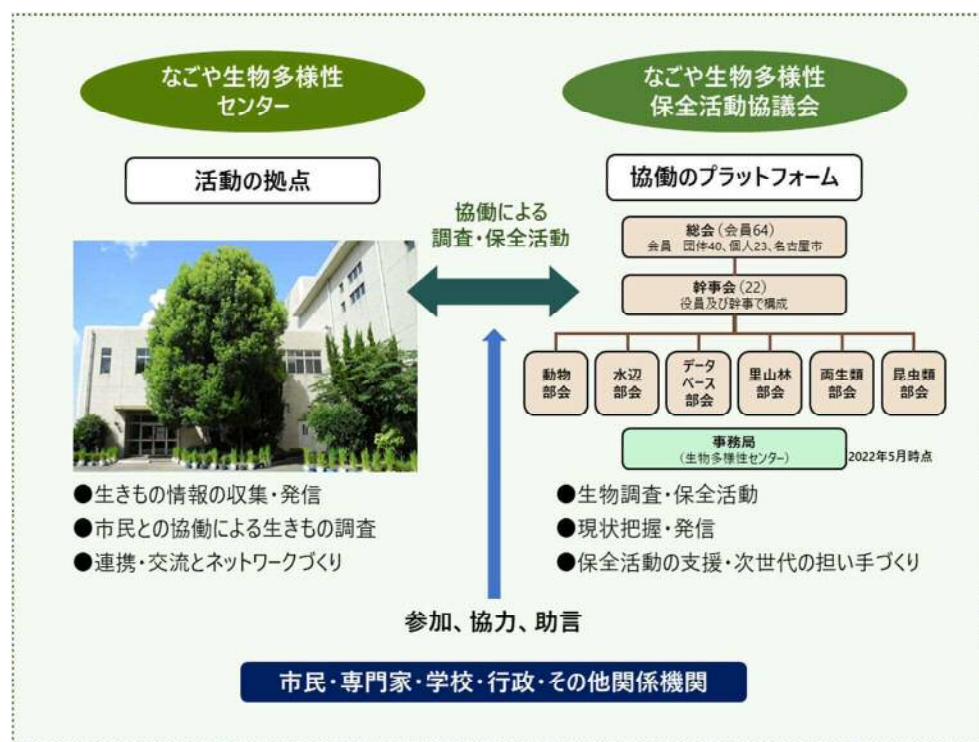
(1) 自然環境の保全・再生に関する拠点の設立

①なごや生物多様性センターの設立

COP10開催をきっかけに活性化した身近な自然を守り育てる活動を継続・発展させるため、市民協働による生物調査・保全活動を推進するとともに、なごやの生きもの情報を蓄積・発信し、次世代に継承することを目的に、2011年9月に「なごや生物多様性センター（以下、センター）」を設立しました。

②なごや生物多様性保全活動協議会（愛称：なごビオ）の設立

ため池の保全再生を目的に2008年10月に設立された「名古屋ため池生物多様性保全協議会」から、その対象範囲をため池に限らず他の生態系まで広げ、市民（団体）、専門家、行政による協働のプラットフォームとして、「なごや生物多様性保全活動協議会（以下、協議会）」が2011年5月に設立されました。



(2) 自然環境の保全・再生に関する主な取り組み

①生きもの情報の収集と発信

【レッドリスト・レッドデータブックの作成】

絶滅のおそれのある野生生物に関する理解を深めていただくための基礎資料として、また、開発行為等の際に野生動植物への適切な配慮を促すことを目的として、名古屋市版レッドリスト・レッドデータブックを作成しています。最新のレッドリストは2020年に、レッドデータブックは2015年に公表しました。

【標本の作製と収蔵】

センターの設立以来、センターに集められた標本数は18,780点（2020年度末現在）に達し、本市の貴重な財産となっています。収蔵された標本は、なごやの生きものの実態を後世に伝えるとともに、センター内における展示、出張展示などによる情報発信や普及啓発に利用されています。

【機関誌「なごやの生物多様性」の発行】

なごやの生きものの在り様を科学的に正確に記録する場として、また、なごやの生物多様性の情報を広く共有することを目的に、機関誌「なごやの生物多様性」を発行しています。2014年の創刊以降、毎年発行を重ね、2021年3月発行の第8巻まで、原著論文12本、報告53本、記録35本など合計119本の論文を投稿いただき掲載しました。

【各種刊行物の発行】

センターと協議会の活動成果を発信及び普及啓発するための様々な刊行物を発行しています。

【啓発イベントの実施】

協議会事業として、小中学生を対象に、様々な講座を行う「なごや生物多様性サマースクール」を2012年から毎年開催するなど、様々な普及啓発を行っています。

【ウェブサイト「なごや生きものライブラリー」の開設】

センターに蓄積された多くの生きもの情報を広く発信するため、2020年3月に、「なごや生きものライブラリー」を開設しました。生きもの情報をフォトギャラリーやコラム等で紹介するほか、市民の皆様が目撃した生きものの写真を地図情報と連携して投稿する「なごや生きものマップ」などを設けています。

センターに収蔵されている標本の点数

分類群	点数
動 物	哺乳類 700
	爬虫類 50
	両生類 30
	魚類 200
	昆虫類 4,300
	甲殻類 100
	クモ類 100
	貝類 300
植物	維管束植物 13,000
合 計	18,780

※2020年度末現在(データベース未登録のものも含む)



機関紙
「なごやの生物多様性」

センターおよび協議会の刊行物

センター	・レッドデータブック
	・機関誌
	・生きものシンフォニー
	・なごやの外来種 など
協議会	・活動報告書
	・一斉調査報告書
	・なごや生物多様性ガイドブック
	・ミンシッピアカミミガメ防除マニュアル ・なごやの園芸スイレン除去活動 など



②市民との協働による生きもの調査

【外来種の防除】

本市には数多くの外来種が生息・生育していますが、中には既存の生態系の脅威となるものも存在することから、それらの防除を行っています。

主な外来種防除の取り組み

アライグマ

センターにおいて、人間生活に影響が及ぶものについて防除を行っているほか、協議会において、貴重な両生類・爬虫類などが生息する緑地や湿地における捕獲を行っています。

クビアカツヤカミキリ

サクラ、ウメ、モモ、スモモなどの樹皮の内側に寄生して衰弱・枯死させてしまうクビアカツヤカミキリの幼虫による被害情報をセンターに集約し、現地調査や幼虫の掘り取り等の防除を行っています。

ミシシッピアカミミガメ

協議会部会員により考案された浮島型罠は、環境省の「アカミミガメ防除の手引き」で先駆的な事例として紹介されました。現在では罠が日本各地で使用されるなど、全国的なモデルとなっています。

オオキンケイギク

春になると堤防や幹線道路の路肩を黄色い花で埋め尽くすオオキンケイギクについて、市民参加による啓発を兼ねた抜き取り会を行っています。

【なごや生きもの一斉調査の実施】

身近な自然や生きものに親しみや関心を持つていただく契機とともに、調査結果をなごやの生きものの基礎資料として活用するため、2011年度から毎年度1回、対象種を決め、市内各所で市民による一斉調査を行っています。2020年度までに貝類、アリ、バッタ等の調査を10回行い、延べ3,700人以上が参加しました。市内未確認の生物種が発見されることもあり、名古屋の生態系の解明にも寄与しています。

実施年月	調査対象	調査地点(個所)	参加人数(人)
2012年1月	野鳥	45	600
2012年10月	陸貝	33	465
2013年6月	オオキンケイギク	30	214
2014年7月	甲殻類	20	460
2015年10月	カマキリ	96	503
2016年8月	セミの抜け殻	37	357
2017年9月	淡水貝	61	219
2018年8～9月	アリ	37	166
2019年11月	ひつきむし	43	227
2020年10月	バッタ	41	506

【池干しの実施】

生態系の保全や啓発を目的に、2011年度から2020年度までに市内13か所において、延べ3,100人以上の市民参加による池干しを実施しました。池の水位を下げて調査を行うことで、見つけにくい生きものまで詳細に確認ができる池干しは、外来種の防除、水質改善など環境改善として有効な手段となっています。



池干しの様子

③連携・交流とネットワークづくり

【なごや生物多様性センターまつり／生物多様性ユースひろばの開催】

センターの敷地を活かし、センターや協議会に関わりのある保全団体や研究・教育機関、中学・高校の生物部等が集結し、ブース出展やステージ発表等を通して、生きものの魅力や自然環境を守ることの大切さを伝えるとともに、出展者同士が交流できる場を提供するイベントとして、2014年度から（ユースひろばは2015年度から）毎年開催しています。



センターまつりの様子

【様々な活動の支援】

協議会において、会員や地域団体、学校等が行う保全活動に対し、各種の活動支援を行っています。

活動支援事業	協議会会員が行う保全活動に対する調査機材の貸し出しや、講師等の派遣、会場借上げ費用の助成を行っているほか、会員以外の地域団体の活動に対する調査機材の貸し出しども行っています。
助成金制度	学校の部活動等の保全活動に助成金を交付し、次世代の担い手づくりを支援しています。

なごや生物多様性保全活動協議会の部会活動

協議会では、設立以来、その時々の課題に応じて様々な部会を立ち上げ、調査や事業を行ってきました。

2022年5月現在、6つの部会において様々な活動が行われています。

動物調査と保全対策部会

- 二ホンイシガメの保全
- カメ類の調査と外来カメの防除
- 哺乳類の調査と外来哺乳類の防除
- コウモリ類の調査と保全
- 哺乳類等の分析と標本作成

水辺の生きもの部会

- 池干しモニタリング調査
- なごやの希少種対策
- 外来種対策及び普及啓発
- 川の生きもの調査と次世代育成

生物情報モニタリング

- #### データベース部会
- 生物情報の収集・登録・発信
 - 写真等のデータベース化
 - ドローンによる空撮調査

里山林・社寺林部会

- 植物相植生調査・巨樹調査
- 希少種の生育環境調査
- 現地管理者・保全団体等との情報交換会
- 里山生態系の再生・回復調査

両生類部会

- 両生類の生息調査
- 遺伝子分析による調査
- 生息域内外での保全活動
- 外来カエル・ザリガニの防除

昆虫類部会

- 定点調査
- 採集・観察会
- 標本資料の作成と整理

2 協働による環境教育・普及啓発

様々な主体、分野、世代の人たちと協働により、生物多様性の保全や持続可能な利用に向けた環境教育や普及啓発の取り組みが進められています。

(1) なごや環境大学による取り組み

なごや環境大学は、愛・地球博（愛知万博）が行われた2005年に開学し、市民・市民団体、企業、教育機関、行政が協働で運営する、日本国内でもユニークな学び合いのネットワークです。様々な分野、立場の人が講師となり、開学以来、これまでに2,200回以上の講座・ゼミナール等が開催され、27万人以上が参加しました。

生物多様性の分野においても、毎年様々な講座が開催されているほか、講座を発展させたゼミナールというかたちで、有志のグループが街中の身近な自然や外来種の調査・研究などを行っています。



里山での自然体験の様子

(2) 環境デーなごやの開催

「環境デーなごや」は、2000年以降、毎年開催している名古屋市最大級の環境イベントです。毎年6月を中心に行われる地域行事では、市内各所で市民団体等が講師となり、子どもを対象とした「身近な自然体験会」等を実施しています。また、毎年9月に久屋大通公園で行われる中央行事では、市民団体、学校、企業などにより、生物多様性の取り組みを発信するブース出展やステージ発表が行われています（2020年度はオンライン開催）。COP10の開催を契機に生物多様性の保全に係る情報発信も積極的に行っています。



身近な自然体験会

(3) フェアトレードタウンとしての取り組み

名古屋市をフェアトレードタウンにしようとする市民運動がCOP10以降に活発化し、2015年に日本で2番目のフェアトレードタウンに認定されました。「地球とのフェアトレード」を合言葉に、途上国とのフェアトレードだけではなく、生物多様性をはじめとする自然環境に対しても、また、地産地消・地域活性化など地域に対してもフェアであることを目指し、フェアトレードを推進しています。

市民団体はもとより、学生がフェアトレード推進の大きな原動力となっており、学生グループが地域や企業と協働でフェアトレードの商品開発や普及活動などを行っています。



フェアトレードタウンなごや
認定式の様子



FAIR TRADE TOWN
NAGOYA

フェアトレードタウンなごやロゴマーク

(4) 藤前干潟における環境教育の実施

2002年にラムサール条約登録湿地となった藤前干潟は、国内有数の渡り鳥の飛来地であると同時に、1999年のごみ非常事態宣言を契機とするなごやの環境行政の転換点を象徴する場所です。この干潟の重要性を伝えるため、毎年、環境省やNPOなどとの協働により、「藤前干潟ふれあい事業」を実施し、干潟体験や講演会などを通年で実施しています。また、オーストラリア・ジロング市と湿地提携を結び、2年に1度中学生を派遣しています（2020年度の派遣はオンラインにより実施）。



藤前干潟ふれあい事業の様子

(5) 東山動植物園による環境教育プログラムの実施

「東山動植物園環境教育基本計画」に基づき、教育機関を対象に生態系に関する問題を中心に、生きた動植物を素材として動物の体のしくみを学ぶコースや植物と環境について学ぶコースなど、その出会いから始まるさまざまなプログラムを実施しています。



環境教育プログラムの様子

(6) 市民モニターによる河川・ため池・湧き水の調査

市内の河川やため池、湧き水の調査を市民モニターとともにを行い、「水のにごり（透視度）」など「親しみやすい指標」についての水質環境目標値モニタリングを市内35地点で、湧き水の水量や水質などについての湧き水モニタリングを市内10地点で実施しています。



市民モニターによる調査の様子

3 緑のまちづくり

(1) 都市における緑の確保

本市は日本ではじめて、2008年に一定規模以上の敷地を有する建築物の新築や増築を行う場合に、定められた面積以上の緑化を義務付ける「緑化地域制度」を施行しました。2020年度までに延べ536.7haの緑が確保され、都市の生活環境改善に貢献しています。また、民有地の優良な緑化事例を顕彰・PRする制度により民有地の緑化を促進しています。



第3回なごやグッドグリーン賞入賞
(愛知学院大学)

(2) なごやの森づくり

市内の樹林地や湿地において、市民協働により里山環境の保全・育成や、自然とのふれあいを推進するなど、次世代に引き継ぐ「なごやの森」を育てています。本市の南西部に位置する戸田川緑地では、2000年度から市民・事業者・行政のパートナーシップにより、苗木を植え、豊かな森を育てる「西の森づくり」を推進しています。



西の森づくりによって形成された樹林地

(3) 農地の保全や「農」に親しむ機会の創出

農地の保全とあわせて、市民農園や田んぼアート、農業公園などを通して、市民が農に親しむ機会を創出しています。

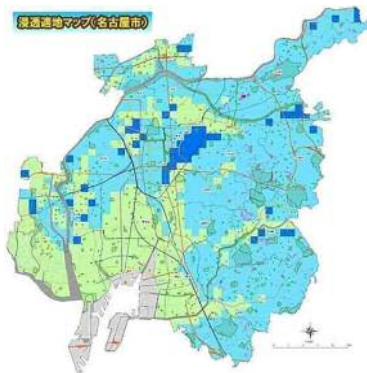


田んぼアート

4 健全な水循環の保全と再生

(1) 雨水浸透ます、透水性舗装の整備

公共施設の駐車場、公営住宅の敷地内、道路、公園などにおいて、雨水浸透ます、透水性舗装の整備を行っています。また、市内のどのあたりが雨水浸透に適しているかの目安を示した「浸透適地マップ」を市公式ウェブサイト上で公開し、雨水浸透ます等の普及促進をはかっています。



浸透適地マップ（名古屋市）

(2) 多自然川づくりの推進

治水安全度を高める改修をしていく中で、河川における自然の営みを視野に入れ、魚類や水生生物等に配慮した整備を市内 6 河川において行いました。

【一級河川：堀川、香流川、野添川 二級河川：山崎川、戸田川、扇川】



山崎川

(3) 地下水や湧き水に関する取り組み

堀川において、水質改善のための水源として地下水の利用を進めています。また、自然の湧き水が残る山崎川をフィールドとして水循環機能の回復を目にするかたちで展開するモデル事業に着手したほか、鶴舞中央図書館に整備した湧き水見学施設（愛称：つるのめぐみ）や猪高緑地において水循環に関する啓発事業を行いました。



地下水の利用（堀川上流）



つるのめぐみ

5 名古屋とつながる上流域との連携

（1）平成の名古屋市民の森づくりの取り組み

2018年6月に完成公開した名古屋城の本丸御殿の復元には、木曽川上流の木曽ヒノキなどの木材が使われていることから、上流の豊かな自然環境を将来に残せるよう、また、下流の名古屋市民が森の役割や大切さを理解するため、名古屋市民と上流域の人たちによる植樹を実施しました。2008年度から岐阜県中津川市加子母で、2009年度から長野県木曽郡木曽町で植樹を実施し、2017年度に目標本数1万本を達成しました。本丸御殿・完成公開後の現在は、育樹作業や森についての学習を中心に実施しています。



平成の名古屋市民の森づくり

（2）木曽三川流域との連携

COP10を契機に、2011年に木曽三川流域の自治体により、木曽三川流域自治体連携会議を設立しました。市町村長等が他の流域自治体を直接訪問し意見交換等を行うサミットや、上中流域の生産者と下流域の仕入れ企業との商談会、流域住民が水源地を訪れて植樹などの水源地を保全する事業などを行っています。



木曽三川流域自治体サミット（基調講演の様子）

6 自治体間の連携・交流

(1) 生物多様性自治体ネットワーク

COP10を契機に、2011年に設立され、自治体が相互に連携を図り、生物多様性に関する取り組みや成果について情報共有及び発信を行うとともに、他のセクターとの連携・協働により取り組みの向上を図り、自然と共生する社会の実現につなげていくことを目的としています。185の自治体（2021年3月時点）が加盟しており、本市は2020年1月から代表都市を務めています。2020年度までに、毎年、生物多様性の普及啓発を目的としたフォーラムの開催や、国際生物多様性の日の一斉PRなどを行いました。



生物多様性自治体ネットワークロゴマーク

(2) ラムサール条約登録湿地関係市町村会議

ラムサール条約に登録されている湿地等の適正な管理に関し、関係市町村間の情報交換及び協力を推進することによって、地域レベルの湿地保全活動を促進することを目的として設立され、70自治体（2020年12月現在）が参加しています。毎年、事務レベルでの情報交換や研修等を行う主管者会議のほか、3年に1回、首長による市町村長会議が開催されています。本市も藤前干潟がラムサール条約登録湿地であることから会議に参画しており、様々な自治体との情報共有等をはかっています。



ラムサール条約登録湿地関係市町村会議

(3) 湿地サミット

湿地サミットは、いかに湿地を保護し、保存していくかをテーマに名古屋市を含む愛知県内14自治体と各地の湿地保全団体が参加する情報交流会です。毎年度、持ち回りで自治体が事務局を務め開催しています。2019年には名古屋市で開催され、多くの湿地保全団体の方々が参加し、守山区の八竜緑地や蛭池の見学や保全の議論等が行われました。



湿地サミット

(2019年名古屋市で開催の様子)

参考

第3次名古屋市環境基本計画の振り返り（計画期間：2011～2020年度）

2021年9月に策定した第4次名古屋市環境基本計画では、前計画の第3次名古屋市環境基本計画における指標の達成状況が示されました。

●自然共生都市

指標項目	2010年度 当初値	2019年度 実績値	2020年度 目標値
取組方針8「土・水・緑の保全と創出を推進します」			
緑被率（市全域）	23.3%	22.0% (2015年度)	27%
市民1人当たりの都市公園等の面積	9.4m ²	9.6m ²	10m ²
身近に自然や農とふれあうことができる場所があると思う市民の割合	38.3%	41.3%	50%
自然環境を守る活動に取り組んでいる市民の割合	5.3%	3.9% (2018年度)	15%
取組方針9「健全な水循環の保全と再生を推進します」			
雨水の浸透・貯留率	14% (2001年)	15.5% (2012年)	18%
雨水の蒸発散率	24% (2001年)	23.3% (2012年)	25%
雨水の直接流出率	62% (2001年)	61.2% (2012年)	57%

●課題

- 宅地開発や農地の宅地転用等のため、緑被率は減少しています。樹林地の保全や民有地緑化など、緑の保全と創出の取り組みを市民や事業者とのパートナーシップで進めるとともに、緑が持つ多様な機能を最大限引き出していく必要があります。加えて、農地においては、生産緑地法などの法改正にも対応し、都市農地の保全・活用に向けたさらなる取り組みを推進していく必要があります。
- 自然環境を守る活動に取り組んでいる市民の割合が低迷していることや活動参加者の固定化がすすんでいることから、新たな担い手の創出を進める必要があります。また、都心部においても生態系の回復をはかり、生態系ネットワークの形成に繋げていく必要があります。
- 健全な水循環の保全と再生にあたっては、引き続き、緑の保全・創出や雨水の貯留・浸透機能の確保、水資源の有効活用に取り組む必要があります。水資源の有効活用を進めるにあたっては、湧水などの地下水の活用に向けた取り組みについても進めていく必要があります。

あいち・なごやにおけるCOP10以降の振り返り

2010年のCOP10開催地となった、愛知県と名古屋市では、多様な主体とともに、COP10以降の取り組みの振り返りを行いました。

●あいち・なごや生物多様性EXPO

2020年1月、愛知県と名古屋市は、「あいち・なごや生物多様性EXPO」において、COP10以降の取り組みを総括する分科会、パネルディスカッションを行い、参加者の総意として、今後に向けた「生物多様性2020あいち・なごや宣言」を採択しました。

「生物多様性2020あいち・なごや宣言」（今後の課題部分の一部抜粋）

【生物多様性の現状把握】

生物多様性保全のためには、何よりも生物多様性に関する検証可能な情報の蓄積と調査研究が必要。

【生態系の保全・再生】

より一層、生態系保全の取組や様々な社会・経済活動への導入を拡大していくことが必要。

【生態系サービスの持続可能な利用】

生態系サービスの持続可能な利用のための取組を一層拡大していくとともに、私たち一人ひとりが生態系サービスの価値を高める行動を実施していくことが重要。

【多様な主体の連携】

地域・世代・分野を越えた連携をさらに進め、社会変革にもつながるシナジー（相乗効果）を生み出していくことが重要。



●あいち・なごや生物多様性ベストプラクティス

愛知県と名古屋市は、COP10以降に愛知県内で行われた生物多様性の取り組みについて、特に優れた事例を「ベストプラクティス」、優れた事例を「グッドプラクティス」として選定し、優良事例集として2020年10月に取りまとめました。

選定委員会委員長講評（一部抜粋）

ベストプラクティスの選定にあたっては、自分の団体だけではなく、他の活動団体や住民とつながりを持ち活動の輪を広げているか、新しい仕組みを作り出しているか、環境以外の他分野の課題解決にも貢献しているかなどの点について特に評価し、選定しました。

現在、世界では愛知目標の次の世界目標が検討されており、中国昆明市で開催予定のCOP15において採択が見込まれています。その中の議論においては、希少動植物種の保護・増殖といった従来型の手法に加え、様々な社会課題を解決しなければ生物多様性の損失には対応できないとの危機感が示され、社会変革の必要性が強く意識されています。

事例集公開ウェブページ <https://www.city.nagoya.jp/kankyo/page/0000123561.html>

7 これまでの振り返り（生物多様性2050なごや戦略の体系に基づく）

本市における2011年度から2020年度までの生物多様性に関する取り組みについて、これまでの成果と課題を生物多様性2050なごや戦略の体系に基づき整理しました。

戦略 1	自然に支えられた 健康なまちの創造	方針1 生きもののすめる場所を拡大していきます
		① 樹林・農地など、まとまりのある生息・生育地を保全していきます ② 生息・生育地を、身近な場所に広げます ③ 新しいまちづくりで、生息・生育地のまとまりを拡大します
		方針2 自然の質を向上します
		① 正確な自然環境の情報を収集・蓄積・共有します ② 風土にあった動植物相を回復します
戦略 2	環境負荷の少ない 暮らし・ビジネスの 創造	方針3 土・水・緑のネットワークづくりをすすめます
		① 名古屋市をつらぬく土・水・緑の回廊をつくります ② 地域ごとに「生きものの散歩道」を確保します ③ 周辺地域とつながるネットワークを再生します
		方針1 自然を活かした快適な省エネライフを実現します
		① 自然を活かして、暮らしのエネルギー消費を削減します
戦略 3	自然とともに生きる 文化の創造	方針2 新たなビジネスモデルを創造します
		① 新しい産業を創出します ② 企業の社会的責任として生物多様性保全を促進します
		方針3 貢い商品選択と流域圏の連携を強めます
		① 商品の生物多様性への配慮を見える化します ② 生物多様性に配慮した商品の利用を広げます ③ 伊勢湾流域圏の連携を促進します
戦略 4	まもり・育て・活かす しくみづくり	方針1 短期目標から長期目標へ転換します
		① 次世代に残すなごやを考えます
		方針2 新しい担い手づくりをすすめます
		① 子どもも大人も学べる場をつくります ② 伝統の知恵を現代に活かします
		方針3 地域の自然を活かしたコミュニティづくりをすすめます
		① 地域の自然を地域の自慢にします
		方針1 生物多様性を活かす社会システムづくりをすすめます
		① 行政施策を統合的に推進します ② 生態系サービス（自然の恵み）を見える化します ③ 生態系サービスの価値を社会に反映するしくみをつくります
		方針2 自然共生まちづくりの拠点となる「情報交流ネットワーク」 づくりをすすめます
		① 情報拠点の役割を果たします ② 交流拠点の役割を果たします ③ 多様な主体の連携で拠点を支えます

これまでの成果

- 市民協働により、郊外を中心に身近な生きものの調査・保全活動が進んだ。
- 多くの生きものの情報や標本がなごや生物多様性センターに集積された。
- アライグマ等の外来種の防除体制が確立され、一定の抑制をはかることができた。
- 緑化地域制度やなごやの森づくりを通して、新たな緑の創出がはかられた。
- 市民農園事業等を通して、農地の保全や農に親しむ機会の創出が行われた。
- 雨水浸透ますの設置や湧水を活用した啓発等により、健全な水循環の保全と再生がはかられた。

課題

- まちなかにおける生態系の回復の促進
- なごや生物多様性センターに集積された生きものの情報・標本の有効活用
- 緑の保全に向けたさらなる取り組み
- 緑や水が持つ多様な機能を積極的に引き出す取り組み

これまでの成果

- 名古屋市がフェアトレードタウンに認定され、多様な主体・世代による、環境や社会に配慮した消費行動（エシカル消費）に対する機運が高まった。
- 名古屋と関係が深い上流域において、名古屋市民による植樹活動、体験学習などの取り組みが進んだ。

課題

- 市民の具体的な行動のさらなる促進
- 事業活動における生物多様性への配慮の働きかけ
- 上流域との交流を持続可能な地域づくりにつなげていくための取り組み

これまでの成果

- なごや生物多様性センター、なごや環境大学、環境デーなごや、藤前干潟、東山動植物園など、様々な機会を通じ、多様な主体との協働による生物多様性の環境教育・普及啓発が進んだ。

課題

- 生物多様性の大切さを伝え、行動を促す機会の拡大
- ユース世代への働きかけ、さらなる参画促進

これまでの成果

- なごや生物多様性センターが拠点となり、多くの市民活動団体や個人間で情報交流、連携が進んだ。
- なごや生物多様性保全活動協議会により、会員や地域団体等に対する各種の活動支援が行われた。
- 多くの生きものの情報や標本がなごや生物多様性センターに集積された。【再掲】

課題

- なごや生物多様性センターのさらなる機能強化（広く市民に利用されるための方策、企業・学校・地域・関係機関等との連携強化、集積された生きものの情報・標本の有効活用【再掲】等）
- なごや生物多様性保全活動協議会に関わる人の拡大、関係機関等とのさらなる交流・連携強化
- 保全活動等を担う人の高齢化や担い手不足への対応、持続可能な保全活動の仕組みづくり